

「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」  
募集実施要領

1 目的

近年、サイバー空間と実空間の一体化により社会に豊かさがもたらされる一方で、悪意ある主体がサイバー空間を利用することによるリスクも増大しています。サイバーセキュリティの確保は、安心安全な国民生活や、社会経済活動の力強い発展の観点から、極めて重要な課題となっています。

そこで、総務省では、平成29年度より、サイバーセキュリティ対応の現場において優れた功績を挙げられ、今後も更なる活躍が期待される個人又は団体（チーム）を「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」により表彰し、広く周知することで、我が国におけるサイバーセキュリティ意識の向上を図り、もってサイバーセキュリティの確保につなげることを目的としています。

2 募集概要

(1) 募集対象者

サイバーセキュリティ対応の現場において、サイバーセキュリティ向上の観点から優れた功績を挙げられ、今後も更なる活躍が期待される個人又は団体（チーム）とします。

なお、応募・推薦時点までの過去1年間において、法令等に関して重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると思われる方並びに公序良俗に反する事業を行っている方の御応募・推薦はお断りいたします。

(2) 応募・推薦方法

応募・推薦用紙に必要事項を記入し、電子メール又は郵送で、(4)の提出先に提出してください。なお、参考となる資料（様式任意）があれば、添付してください。

※自薦他薦は問いませんが、他薦の場合は被推薦者に許可を得てから応募いただくとともに、推薦用紙の推薦者情報も記載してください（他薦の場合で推薦者情報の記載のない場合は応募を無効とさせていただきます。）。

(3) 応募・推薦期間

令和6年11月20日（水）から同年12月20日（金）まで【必着】

(4) 提出先（電子メール又は郵送）

[電子メール] ictsecurityoffice\_toiwase@ml.soumu.go.jp

※添付ファイルが8MBを超える場合は(5)の問合せ先と相談願います。

[郵送] 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

(5) 問合せ先

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞担当（梅城統括補佐、矢嶋主査、長谷川官）

電子メール ictsecurityoffice\_toiwase@ml.soumu.go.jp

電話 03-5253-5357（直通）

### 3. 審査等

#### (1) 審査方法

有識者で構成される選考委員会を開催し、本公募及び選考委員からの推薦に基づき選考委員会で審議を行った上で、総務省が選定します。(3者程度選出予定)

#### (2) 審査項目

- ①実績：サイバーセキュリティの現場における十分な実績<sup>※</sup>があること  
(実務経験5年程度以上を目安とする。)

※(例)

- ・他の組織へのモデルケースとなる組織内のサイバーセキュリティ対策の実施体制の整備(セキュリティポリシー等の策定・運用・点検、情報システムの構築・運用・保守、組織内におけるサイバーセキュリティの教育)
- ・被害未然防止若しくは被害軽減又は再発防止に大きく寄与したサイバーインシデントへの対処 等
- ・サイバーセキュリティに関する普及啓発や人材育成への貢献

- ②その他特筆すべき事項

#### (3) その他

必要に応じて事務局によるヒアリング調査等への御協力をお願いすることがあります。また、審査に関する問合せは一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。

お送りいただいた応募・推薦書類等は返却いたしませんので御注意ください。

提出いただいた書類は、審査に限定して使用します。審査に当たっては、厳正な管理の下、総務省及び選考委員会にて情報を共有します。予め御了承ください。

### 4 公表等

令和7年2月頃に総務省ホームページ等で公表する予定です。

また、令和7年2月1日(土)から同年3月18日(火)までの「サイバーセキュリティ月間」期間中に表彰を行う予定です。

### 5 その他

- ・応募・推薦のための一切の費用は、応募者・推薦者の負担とします。
- ・公表する取組は、全国へ優良事例として紹介する場合があります。広報・PR活動、各種イベント等への御協力をお願いする場合がありますので、予め御了承ください。
- ・応募・推薦資料に虚偽の記載があった場合や公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取消し等を行う場合があります。

以上